

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年5月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2500230 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2600003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A クリニックにおける厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 17 日
② 令和元年 12 月 20 日
③ 令和 2 年 6 月 26 日
④ 令和 2 年 12 月 23 日
⑤ 令和 3 年 12 月 24 日

A クリニックが支給した請求期間の賞与について、賞与支払届の届出漏れが判明したため届出を行ったが、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間①から⑤まで（以下「請求期間」という。）に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 7 年 8 月 28 日に年金事務所に届出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、A クリニックが提出した請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間において同クリニックからそれぞれ賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、A クリニックは、請求期間に係る賞与支払届の届出が行われなかった原因として、請求期間①については、社会保険事務を担当していた前経理担当者（以下「前任者」という。）から引き継いでおらず気付かなかった、請求期間②から⑤までについては、不慣れなために気付かなかった旨回答している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書には、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A クリニックは、請求期間において請求者は事務責任者である旨回答しており、日本年金機構が保管する同クリニッ

クに対する調査に係る「定時決定時調査台帳及び復命書」（調査年月日は、平成27年7月8日及び令和4年9月8日）及び「総合調査台帳及び復命書」（調査年月日は、令和元年12月5日）並びに「滞納処分票」（令和2年度及び令和3年度）によると、請求者は、同クリニックの事務担当者及び経理担当者であることが確認できる。

また、前任者が請求期間①より前に育児休業を取得していた期間及び退職した後の期間（以下「当該期間」という。）について、請求者は、給与計算事務及び社会保険事務を自分一人で行っていた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間から請求期間⑤より前までの期間において、請求者の厚生年金保険の標準賞与額の記録（平成23年12月、平成24年7月、平成26年7月、同年12月、平成27年12月、平成28年から平成30年までの各年の7月及び12月、令和元年7月並びに令和3年6月の賞与）が確認できることから、請求者は、請求期間以前から賞与支払届の届出を実際行っていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、請求期間①より前の期間のAクリニックにおける請求者の厚生年金保険の標準賞与額の賞与支払月は、各年7月及び12月であることが確認できるところ、日本年金機構が保管する同クリニックに係る前述の「定時決定時調査台帳及び復命書」（調査年月日は、平成27年7月8日）によると、同クリニックにおける賞与支払（予定）月の確認欄は訂正無とされており、同機構が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」（平成29年度及び平成30年度）によると、賞与支払予定月は7月及び12月とされていることから、請求期間に係る賞与支払予定月が登録されていたことがうかがえる。

加えて、日本年金機構からAクリニックに対して請求期間に係る賞与支払届が送付された後に届出がなかった場合、日本年金機構から同クリニックに対して届出勧奨が行われていたものと考えられる上、前述の「総合調査台帳及び復命書」（調査年月日は、令和元年12月5日）によると、同クリニックは、賞与支払届の届出漏れの指摘を受けていたことが確認できる。

これらのことから、請求者の請求期間に係る賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されてはいるものの、請求者は、Aクリニックにおける事務責任者としての立場にあることから、請求者が請求期間における賞与支払届の届出の必要性を認識できる状態であったにもかかわらず届出を行わなかったことは、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。